

半田市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）の設置及び活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 半田市において、半田市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条の規定に基づき、実施隊を設置する。

(組織)

第3条 実施隊は、鳥獣被害対策実施隊員（以下「隊員」という。）をもって構成する。

- 2 実施隊には、隊長を置き、隊長は実施隊の活動を統括する。
- 3 隊長は農政課長、隊員は農政課農政担当職員とし、市長が指名する。
- 4 隊長及び隊員の任期は、指名された年度の3月31日までとする。

(業務)

第4条 実施隊は、以下の業務を行う。

- (1) 捕獲技術向上のための指導
- (2) 侵入防止柵設置のための指導
- (3) その他被害防止計画を推進するために必要なこと

(事務局)

第5条 実施隊の事務は、半田市市民経済部農政課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。